

2021 年度連合島根活動計画（案）

連合がめざす社会と運動の再構築

取り巻く環境が大きく変化していく中、連合は、果敢に社会課題へ対応していくための新たな連合ビジョン「働くことを軸とする安心社会　―まもる・つなぐ・創り出す」を策定した。「連合ビジョン」では、2035 年の社会を展望し、これまで連合が運動の基軸としてきた価値観を継承・深化させた社会像を、次のとおり提起した。

連合がめざす社会は、働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと、多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会である。

加えて、「持続可能性」と「包摂」を基底に置き、年齢や性、国籍の違い、障がいの有無などにかかわらず多様性を受け入れ、互いに認め支え合い、誰一人取り残されることのない社会である。

その実現に向けて、連合は政策面の充実と同時に、組合員はもとより広く国民から共感を得られ、社会的うねりをつくる運動面を強化し、大きな社会変化をもたらす様々な社会課題を乗り越えていかねばならない。そのため、連合結成 30 周年を機に「私たちが未来を変える」との決意のもと、「まもる・つなぐ・創り出す」運動への再構築をはかる。それは、働くうえでの様々な困難のある仲間を含め、働く仲間一人ひとりの尊厳とくらしを「まもる」ことを根幹に置いた運動である。さらに、働く仲間の労働組合活動への参加の循環を構成組織・連合活動さらには地域活動に「つなぐ」とともに、多様なステークホルダーと対話・協働することで広がりある運動をつくりあげ、社会・経済の新たな活力を「創り出す」運動である。

I. 前半年度を振り返って

1. 新型コロナウイルスの感染拡大の中で

私たち連合は、2019 年 10 月の第 16 回定期大会で、「2020～2021 年度運動方針」を確認した。そして、「連合ビジョン」「連合運動強化特別委員会報告」を踏まえ、連合運動の再構築に向けた中期的な改革パッケージの実行に着手してきた。

しかし、2020 年 2 月を境に、新型コロナウイルスの感染拡大が、社会における脆弱性を浮き彫りにするなど、雇用・くらしの様相を一変させた。連合はWEB会議システムの活用、動画配信などの工夫を凝らすとともに、政策提言・要請、労働相談など、制約がある中でも働く仲間の声を発信する取り組みを全国で行ってきた。

コロナ禍によって引き起こされた雇用・生活・経済の課題は、「連合ビジョン」で掲げた持続可能性と包摂を基底とした社会像、めざす社会に向けた「まもる・つなぐ・創り出す」という運動軸の重要性を再確認させるものである。引き続き、社会的発信の水準確保や合意形成の工夫に努め、すべての働く者・生活者の雇用と生活を守るための効果的な取り組みを進めていく。

2. 変化を運動の進化の契機に

「with/after コロナ」の社会において、同じ空間での活動に制約がある中でオンラインの活用が増えている。この変化を、働く仲間の分断や孤立に向かわせるのではなく、誰もが、いつでも、どこからでもつながり合える新たな機会として捉え、持続可能で包摂的な社会をめざす運動の基礎としていかなければならない。第 16 期の後半

年度である 2021 年度に向けて、コロナ禍を乗り越えるための連合運動のさらなる進化を追求するとともに、運動方針で掲げた諸課題の進捗を踏まえ取り組みを補強し、その実現に向けて活動を進めていく。

【連合島根】

新型コロナウイルス感染症の拡大は、連合島根の運動・活動に大きな影響と制約を与えることとなった。この間、コロナ禍の活動として、会議や集会、イベントの在り方について検討するとともに、中止を含めた工夫を凝らしてきた経過にある。

2 度にわたり、各構成組織の取り組みや会社の事業環境等について調査し、組織間や各級議員とも共有し県民・組合員の生活不安の払しょくに努めた。3 月 30 日には、島根県経営者協会と共に、雇用を守り、この難局を労使で乗り切っていく事を盛り込んだ全国に類をみない「労使声明」を調印した。学びの場の確保として、県立養護学校等に係る「現場実習の企業側への協力要請」を実施し、社会へ出ていく生徒の雇用機会の創出に努めた。ベーシックインカム議論が高まる中、一律 10 万円の特別定額給付金についての緊急 WEB アンケートを島根大学と共同で実施した。また、広く社会貢献を進める一つとして、しまね社会貢献基金を通じて NPO 法人を支援するために 300 万円の寄付を行った。

コロナ禍における運動展開は、経験したことのない挑戦であったが、活動一つ一つの有用性を確認しつつ連合島根総意の歩みを確実に進めてきたものと総括する。

Ⅱ. これからの活動に向けて

1. 「with/after コロナ」を踏まえた運動構築の視点

- (1) 「with/after コロナ」の社会はコロナ以前への回帰ではない。社会の構造変革を促す契機として捉え、私たちも一つひとつの活動を新たな視点で見つめ直す。そして、運動を着実にバージョンアップさせ、私たちが未来を変えるために、私たちから変わっていく。
- (2) この間明らかになった課題を踏まえて連合の政策をブラッシュアップするとともに、連合組織内はもとより、政府・経済団体・有識者などと対話を重ね、得られた知見を適宜運動に反映するなど、「見直し」と「挑戦」につなげる。
- (3) 「with/after コロナ」においても連合運動を着実に展開し、連合が持つ組織力と発信力を発揮するため、機関会議をはじめとする諸会議などの運営、大衆行動・集会などの社会対話・社会発信手法を見直し、「連合運動の新たな様式」を確立・定着させる。

2. コロナ禍を通して明らかになった主な課題

(1) 雇用・生活・経済面の課題

- ① コロナ禍は、パート・有期、派遣や曖昧な雇用などで働く仲間、あるいは女性、学生、外国人など、より弱い立場の人々に深刻な影響を及ぼしており、安心と希望を確保するうえで、雇用や所得などにかかわるセーフティネットの抜本的な見直しが急務である。また、エッセンシャルワーカーとその家族への偏見・差別を解消しなければならない。
- ② 世界中のグローバルサプライチェーンが機能を停止し、日本国内でも一部の物資が不足した。国内企業のサプライチェーンのあり方の見直しと業界内のさらなる連携、公正取引の徹底が求められる。

- ③「with/after コロナ」では、デジタル・トランスフォーメーション（DX）がさらに加速する。新たな価値創造の期待と雇用面などの懸念が交錯する中、人間中心の視点に立った変革の姿を追求していかなければならない。また、その恩恵の享受に格差があってはならず、困難な立場の人を迅速・的確に支援する仕組みにつなげることも急務である。
- ④テレワークが急速に普及した中で、課題も浮き彫りになった。技術革新と雇用に関して考え方をまとめ、経済・社会におけるデジタル化の推進はもとより、労使による適切なルールの整備や多様性を認め合う社会的意識の醸成が必要である。

（２）地域社会における課題

- ①「with/after コロナ」はDXの進展と相まって、東京に一極集中した社会のあり方を問うている。それぞれの地域において良質な雇用を創造し、安心してくらすことのできる社会が必要である。
- ②人口減少など、これまでに存在していた地域における社会課題、コロナ禍の課題、防災・減災の課題の克服も含めて、労使はもとより、行政、NPOや協同組合、ソーシャル・ビジネスの担い手など、多様な活動主体と連携することがいっそう求められる。また、デジタル技術も応用しつつ、地域公共サービスの再構築も課題である。

（３）民主主義を守るための課題

- ①コロナ禍への政府の対策において、説明責任が不十分な中での国民への負担のしわ寄せが、政治への不信を招いている。包摂的な社会を実現するうえでも、民主主義を正しく機能させる必要がある。
- ②コロナ禍によって、これまで存在していたさまざまな格差が助長され、社会の分断を深める悪循環に陥りかねない。それを是正する政策を実現するうえでも、多様な主体が参加し意思決定を行っていく民主主義を、社会の隅々で根づかせていくことが求められる。

３．連合運動と活動形態の進化

- （１）コロナ禍は、従来のかたちで人や組織がつながることを難しくさせた。しかし同時に、DXによる物理的な距離の消滅は社会の共通概念となった。こうした変化を踏まえながら、いかなる時代・環境でも、働く人に寄り添い「必ずそばにいる存在」となるよう、「with/after コロナ」における社会状況に応じた運動スタイルへと変革する。
- （２）曖昧な雇用を含む就労形態、性別・年齢・国籍・障がいの有無などにかかわらず、働く仲間を集团的労使関係の下にまもり、また、つながることで、「with/after コロナ」の時代に適合した社会を創り出す。
- （３）構成組織・地方連合会も含めて運動のデジタル基盤を整備し、「with/after コロナ」に相応しい効果的なコミュニケーションと合意形成、運動推進にあたっての一体感の醸成・社会的アピールなどの情報発信をめざす。

Ⅲ. 2021 年度の具体的な活動

【重点分野－１】

すべての働く仲間をまもり、つなぐための集团的労使関係の追求と、社会に広がりのある運動の推進

＜2020 年度に達成した主な取り組み＞

1. 多様な就労者の法的保護に取り組み推進など働く者を守るワークルールの強化

- ・『曖昧な雇用』で働く就業者の法的保護に対する連合の考え方」策定。

2. 働く仲間をつなぎ支える新たな取り組みの推進と組織化を担う人財の体制構築

- ・「連合ネットワーク会員（仮称）」は、サイトを立ち上げ、運用を開始。
- ・「地域ゼネラル連合（仮称）」は、課題の抽出を行い新設に向けた準備に着手。
- ・「組織化を担う人財の体制構築」に向け、オルガナイザー配置組織に定期的な連携の場の設置を計画。地方アドバイザーを対象に新任講習会・研修会をWEB開催。

3. 「1000 万連合 NEXT（仮称）」に向けた体制強化と戦略の構築

- ・次期の組織拡大計画として、「連合組織拡大プラン 2030」の策定。
- ・構成組織・地方連合会の「1000 万連合」最終年の取り組み進捗状況を集約。

4. 中央・地方で、社会対話による広がりのある運動の推進

- ・「連合アクション」を立ち上げ、新たな運動を展開。
- ・WEB配信にて第 91 回メーデー中央大会を開催。
- ・SNSおよびWEBを中心に積極的な情報発信を実施。

2021 年度活動計画

1. 多様な就労者の法的保護の取り組み推進など働く者を守るワークルールの強化

（１）過半数代表制の適正な運用と法制化の検討

- ・現行制度における過半数代表制の適正な運用を徹底する。
- ・学習会などを通じ、労働者代表制の重要性を周知・共有するとともに、専門家や構成組織などの意見を踏まえ労働者代表制の法制化について検討する。

（２）労働協約の拡張適用

- ・労働協約の拡張適用に関する事例の共有や学習会を行うとともに、法改正を含めた仕組みづくりについて検討を行う。

（３）「曖昧な雇用」で働く就業者の法的保護

- ・連合の「『曖昧な雇用』で働く就業者の法的保護に対する連合の考え方」を基本とした審議会等への対応を行う。
- ・フリーランスに関する政府のガイドライン策定への意見反映をはかる。

2. 働く仲間をつなぎ支える新たな取り組みの推進と組織化を担う人材の体制構築

（１）「地域ゼネラル連合（仮称）」の創設

- ・全体戦略を描くとともに、特別参加組織、地方直加盟組織、地域ユニオンの移行に向けて改善策を検討する。

(2) 「連合ネットワーク会員（仮称）」のサイトの充実

- ・労働相談事例をデータベース化し、A I による自動回答の構築に向け充実を行う。
- ・ろうきん、こくみん共済 coop との優良メニューの充実に向けて議論を深める。

(3) 組織化を担う人材の体制構築

- ・中央、地方ブロック、構成組織・地方連合会オルガナイザー（組織拡大専任者）の段階的な配置など、人的な基盤強化を進める。

3. 「1000 万連合 NEXT (仮称)」に向けた体制強化と戦略の構築

(1) 「連合組織拡大プラン 2030」にもとづく、計画の実践

- ・オルガナイザー（組織拡大専任者）の確保・育成に向けた具体的な施策を検討・実施するなど、連合本部の支援体制の強化含めた人的な基盤強化に取り組む。

(2) 組織強化に向けた取り組み

- ・「連合組織拡大プラン 2030」を踏まえ、具体的な対応を検討する。

(3) 各構成組織・地方連合会との連携・支援

- ・組織化未達要因の抽出、組織の機能など実態把握や分析等について連携・支援する。

(4) 連合島根は「1000 万連合 NEXT (仮称)」実現に向け、連合島根組織拡大推進委員会において決定済みの「組織化対象重点組織」を基本に、連合本部・構成組織との連携強化を図りながら取り組みを進める。2020～2021 年度は、3,000 人の組織拡大を目標とし連合島根「34,000 人」を目指す。

4. 中央・地方で、社会対話による広がりのある運動の推進

(1) 連合本部・地方連合会との連携による運動の推進

- ・「連合プラットフォーム（愛称：笑顔と元気のプラットフォーム）」を通じ、日商・中央会・中同協との意見交換会を実施するなど、さらなる連携を深める。
- ・中小企業の経営基盤の強化と地域の活性化に向けて、連合本部・地方連合会が連携し「笑顔と元気のプラットフォーム」の取り組みを進める。

(2) すべての働く者や生活者とともに社会的運動のうねりを創出

- ・「2021 連合アクション」では、労働組合や連合の役割、活動を分かりやすく組織内外に訴え、共感を得ることで連合ファンづくりを展開する。
- ・コロナ時代のもと、オンラインによる双方向参加型の新たな集会の形をつくり、運動の一体感、組織内コミュニケーションの強化をはかる。
- ・構成組織・地方連合会における SNS 配信に関する環境整備をはかり、オール連合による発信・参加につなげる。

(3) 目的を明確化し、最適な媒体による情報発信体制を構築

- ・組織内外に向けた戦略的かつ効果的な情報発信のため、広告効果などの測定・分析をはかり、各種媒体の見直し・あり方の検討を行う。
- ・タイムリーな情報発信として SNS・WEB 活用の強化をはかると共に、双方向参加型のツールとしてライブ配信「連合チャンネル(仮称)」を設置する。
- ・組織内外に向けた「広報活動」と、運動推進強化のための「宣伝活動」を区分けし、

効果的な情報発信を行う。

(4) 毎月5日の「連合の日」を中心に、①ラジオ番組の提供、②連合島根メールマガジンの発行をおこなう。また、SNSやインターネットを活用した情報発信力の強化をはかることとし、「連合島根 facebook」とホームページの充実を図る。

5. 連合島根結成30周年記念事業について

1990年2月11日に結成した連合島根は2020年2月で結成30周年を迎えた。30周年を機に、今後の労働運動の発展と地域における政策課題の実現を期すための活動として県内大学における「寄付講座」の開始を掲げている。『地域における若者の就労支援、ワークルールの普及、地元定着などを目的に、労働団体として蓄積した知見をベースに（公社）教育文化協会と連携し、県内大学において寄付講座を開設する。』としていたが、コロナ禍の環境を鑑み、今年度以降の活動について以下のように修正提案する。

(1) 県内大学における寄付講座の実施に向けた準備と、大学との連携強化のため「県立大学との協同研究事業」をスタートさせる。

テーマ設定等については、機関会議を通じ確認の上事展開していくものとする
例①地域雇用の維持拡大②新規学卒者の県内就職促進と定着③働き方改革の推進と離職対策④コロナ禍における中小企業の魅力づくり…

【重点分野－２】
安心社会とディーセント・ワークをまもり、創り出す運動の推進

<2020 年度に達成した主な取り組み>

0. 新型コロナウイルス感染症への政策対応

- ・政府や政党への要請活動を通じ、雇用調整助成金の給付の拡大と申請の簡略化、小中学校休業等対応助成金や持続化給付金の創設、職場の安全対策の強化と労災適用の拡大、サプライチェーン全体の維持・確保に向けた中小企業支援策などが実現した。

1. 2035 年を見据えた社会保障・教育と税制の一体改革に向けた取り組み

- ・年金関係法の改正で、基礎年金の給付水準の底上げの速やかな検討が条文に追加修正されたほか、社会保険のさらなる適用拡大に向けた検討が附帯決議に記載された。
- ・2020 年度診療報酬改定で、救急搬送件数が年間 2,000 件以上の医療機関に対する加算の新設や診療明細書の無料発行のさらなる前進が行われた。
- ・介護保険制度の見直しの検討にあたり、補足給付と高額介護サービス費の見直しのみ実施することとされ、ケアプラン有料化等は引き続きの検討事項とされた。
- ・子ども・子育て支援新制度が見直され、2020 年度から処遇改善等加算Ⅱの算定要件の緩和や栄養管理加算の充実、一時預かり事業に係る交付金の改善が行われた。
- ・2020 年度税制改正において、非婚のひとり親に対する寡婦・寡夫控除の適用拡大が盛り込まれた。
- ・2019 年 12 月に、勤務時間の「上限ガイドライン」の法的根拠を持った指針化や、「一年単位の変形労働時間制」の導入を可能とする給特法一部改正法が成立した。

2. 持続可能で包摂的な社会を実現するための経済・社会・環境課題の統合的解決に向けた取り組みの推進

- ・政府の「成長戦略実行計画」において、連合が求めてきた、テレワークやオンライン教育などの基盤整備など経済・社会のデジタル化に向けた項目が盛り込まれた。

3. すべての働く者のディーセント・ワーク実現に向けた雇用・労働政策の推進

- ・65 歳以降の継続雇用制度の構築につながる高年齢者雇用安定法改正が成立した。
- ・労災保険法の改正で、複数就業者の労災認定、給付の合算制度の導入が実現した。

4. 賃金・労働諸条件の向上と地域社会を支える中小企業の基盤強化

- ・2020 春季生活闘争においては、「経済の自律的成長」「社会の持続性」実現をめざして分配構造の転換につながり得る賃上げに取り組んだ結果、「賃上げ」の流れが継続、とりわけ中小組合および有期・短時間・契約等労働者の賃上げが健闘。
- ・2020 年度地域別最低賃金額改定の目安は、「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたが、地方最低賃金審議会の審議に際しては、「地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ」と地域間格差縮小への方向感が初めて明記された。これらを踏まえた地方審議の結果、引上げ額は、3 円が 9 県、2 円が 14 県、1 円が 17 県、0 円が 7 都道府県となり、全国加重平均は 902 円・引上げ率は 0.11%となった。なお、最高額（1,013 円）に対する最低額（792 円）の額差は 223 円から 221 円と 2 円改善、比率は 78.2%となり、昨年（78.0%）から 0.2 ポイント改善された。

2021 年度活動計画

0. 新型コロナウイルス感染症への政策対応

(1) 連合の総力をあげた取り組み

- ・すべての働く者・生活者の命と雇用と暮らしをまもるため、連合「雇用対策本部」を設置し、雇用・生活・経済対策の取り組みを強化する。

1. 2035 年を見据えた社会保障・教育と税制の一体改革に向けた取り組み

(1) マイナンバー制度のさらなる活用に向けた取り組み

- ・正確な所得捕捉にもとづく公平な税制の実現の下支えとなる、マイナンバー制度の浸透・定着・さらなる活用を働きかけるとともに、これまでの論議をベースとし、連合としての考え方を改めて整理する。

(2) 命を最優先にした自然災害対策の強化

- ・コロナ禍での台風や地震などの自然災害に備えて、計画的休業やテレワーク、避難所における感染拡大の防止など、住民と労働者の命を最優先にした対策を国・地方自治体に求める。

(3) 全世代支援型社会保障制度の推進

- ・全世代支援型社会保障制度への改革を推進し、すべての人が必要な社会保障サービスを確実に受けられる体制の強化に取り組む。
- ・医療・介護・福祉従事者の処遇と労働条件の改善、感染症に係る従事者の安全確保と集団感染防止の対策強化、保健所機能の強化を含め公衆衛生の課題に取り組む。
- ・感染症拡大を考慮した地域医療構想の再検討と実効性確保の取り組みを強化する。
- ・良質な介護保険給付が確保される介護報酬実現に向けて、取り組みを強化する。
- ・生活困窮者自立支援制度のさらなる充実や実施体制強化に向けた予算確保の取り組みを強化する。また、住まいの支援の強化に向けた取り組みを行う。

(4) 改正給特法を踏まえた学校の働き方改革のフォローアップ

- ・改正給特法の段階的な施行を踏まえ、国による教員の勤務実態の把握と業務改善策の実行を求めるなど、学校の働き方改革のフォローアップをはかる。また、附帯決議にもとづく給特法の抜本的な見直しの検討を社会に働きかける。

(5) 教育の質的向上をはかるため、学校の働き方改革を実現し、教職員の長時間労働を是正する。また、国による教員の勤務実態の把握と、それにもとづく給特法の抜本的な見直しが検討されるよう、広く社会に働きかける。

(6) 県内教育現場における「教職員の働き方改革」を進めるため、官公部門連絡会および関係団体と連携し取り組みを進める。

2. 持続可能で包摂的な社会を実現するための経済・社会環境課題の統合的解決に向けた取り組みの推進

(1) 技術革新およびコロナ禍を踏まえたデジタル化推進への対応

- ・技術革新の動向および雇用に関する影響等について、引き続き AI / I o T チームを中心に調査・情報共有を進めるとともに、コロナ禍により課題が顕在化した経済社会におけるデジタル化推進に向けた取り組みを強化する。

(2) 環境分野の課題解決に向けた社会的運動の展開

- ・公正な移行を伴う気候変動対策、循環型社会の形成、自然資本の保全、水へのアクセス、食品ロス削減など環境分野の課題解決に向けて取り組む。コロナ禍において「連合エコライフ 21」の取り組みを補強するとともに、環境社会フォーラムをはじめとした社会的運動を幅広く展開する。

(3) 「連合の森」を活用した活動や「ノーマイカーデー」、「自然環境保全運動（列島クリーンキャンペーン月間の取り組み）」を引き続き推進する。また、地域協議会においては、地域の環境問題に積極的に取り組む。

環境保全と NPO 団体支援事業（障がい者就労支援）として、連合島根「リ・ブック」の取り組みを引き続き展開し拡大を図る。

3. すべての働く者のディーセント・ワーク実現に向けた雇用・労働政策の推進

(1) 働き方改革の推進と定着

- ・中小企業への同一労働同一賃金の法施行に向けた取り組み支援と 36 協定の適正化など長時間労働是正の推進に取り組む。

(2) 派遣や有期で働く者の権利保護

- ・労働者派遣法、労働契約法（有期契約）について、運用実態を踏まえたうえで、安易な規制緩和が行われないよう、労働者保護の視点に立った見直しに取り組む。

(3) 副業・兼業に関するワークルールの明確化

- ・複数の事業場で働く就業者の保護に向けて、長時間労働の抑制や健康確保などの労働者保護を第一に考えた副業・兼業における労働時間通算の制度整備に取り組む。

(4) 法改正を踏まえた高齢者雇用の推進、就職氷河期世代への支援

- ・高年齢者雇用安定法改正を踏まえ、年齢に関わりなくディーセントに働き続けられる環境の整備に取り組む。また、就職氷河期世代の者が社会と繋がり、希望する業界・職種で働き続けられる環境の整備に取り組む。

(5) 健康で安全な職場づくりと過労死認定基準の見直し

- ・安全衛生調査の分析結果をもとに必要な対策を周知し、中小事業場においても安全で安心して働くことのできる事業場の実現に取り組む。また、ハラスメントを含めた過労死・過労自殺防止対策や、関連する労災認定基準の見直しに取り組む。

(6) 解雇の金銭解決制度の導入阻止

- ・不当な解雇を誘発しかねない解雇の金銭解決制度について、有識者検討会における動向を注視しつつ、構成組織や地方連合会と連携し、導入阻止に向けて取り組む。

(7) 連合島根は引き続き県内における「過労死ゼロ」を目指し、「山陰過労死等を考える家族の会」等の関係団体と連携し、シンポジウム等の開催に協力する。

4. 賃金・労働諸条件の向上と地域社会を支える中小企業の基盤強化

(1) 春季生活闘争や労使協議を通じた労働条件の社会横断化の促進

- ・春季生活闘争や通年労使協議を通じて、「賃上げ」「すべての労働者の立場に立った

働き方の実現」の実現とあらゆる格差（企業規模間、雇用形態間、男女間、地域間）の是正とをはかるとともに、社会横断化を促進する。

（２）取引適正化の推進

- ・働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の実現および公契約基本法、公契約条例、中小企業振興基本条例の制定に向けた、取り組みを推進する。

（３）中小企業の基盤強化と地域活性化

- ・中小企業の経営基盤の強化と地域の活性化に向け、「笑顔と元気のプラットフォーム」を通じ、「地域活性化フォーラム」の展開を進める。

（４）豊かな生活時間の確保とあるべき労働時間の実現

- ・すべての働く者が生きがい・働きがいを通じて豊かに働く事のできる社会をめざして、豊かな生活時間の確保とあるべき労働時間の実現をはかる。

（５）最低賃金引上げによる社会的セーフティネット機能の強化

- ・最低賃金を労働の対価としてふさわしい水準に引き上げ、社会的セーフティネットとしての機能を強化する。

5. 2020～2021 連合島根「政策・制度要求と提言」の策定と政策実現

- （１）県民や勤労者の要望を実現するため、2020～2021 連合島根「政策・制度要求と提言」を島根県に提出し回答を得た。県政における政策課題について部局等と交渉を展開する。

- （２）各地協・地区会議においても、勤労者の地域課題を掘り起こし、各自治体に対する「要求と提言」を提出し、地域における政策実現を図る。

- （３）分野別の政策課題については連合本部の「2020～2021 年度 政策・制度 要求と提言」に掲げる方針を基本に対応を図る。

【重点分野－３】

男女平等をはじめとして、一人ひとりが尊重された「真の多様性」が根付く職場・社会の実現

＜2020 年度に達成した主な取り組み＞

1. 性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、やりがいをもって働くことのできる職場・社会の実現

- ・ハラスメント対策関連法の施行（2020年6月1日）など、職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の前進。
- ・「アンコンシャス・バイアス診断」（アンケート）を通じた多様性に関する取り組みの推進。
- ・改正女性活躍推進法の施行（2020年4月1日）により、ポジティブ・アクションおよび女性の活躍促進の前進。

2. 男女平等の実現、均等待遇、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた取り組み

- ・「連合『第4次男女平等参画推進計画』の2020年9月までの取り組みと、10月以降の取り組みについて」により、同計画を1年間延長（2021年9月まで）した。
- ・2020春季生活闘争の取り組みにより、男女間賃金格差および生活関連手当支給基準の是正に向けた取り組みや関連法の周知徹底・点検等、また、すべての労働者が両立支援制度を利用できる環境整備などの取り組みの前進。

3. 多様な相談への対応力向上を含む「フェアワーク」推進の取り組み

- ・継続的な労働相談対応と新型コロナに関わる集中的な相談対応。
- ・曖昧な雇用・若年労働者などの実態把握と改善に向けた各種団体との連携。

2021 年度活動計画

1. 性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、やりがいをもって働くことのできる職場・社会の実現

（１）あらゆるハラスメントの根絶

- ・ハラスメント対策関連法の周知徹底、禁止規定の創設、人権救済機関の設置などさらなる法整備と、ILO条約の批准に向けた取り組みを促進する。

（２）多様性が尊重される社会の実現

- ・無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）の職場への影響に気づき、誰もが多様性を認め、互いに支え合う職場の環境整備に向けた運動を展開する。
- ・多様性の尊重に向けたガイドラインを策定し、職場環境の改善をはかる。

（３）多様な家族の在り方・ライフスタイルの尊重

- ・選択的夫婦別姓の早期実現のため、今秋の臨時国会に向けて世論喚起をはかる。

（４）日本で働く外国人労働者との「共生」に向けた環境整備

- ・外国人労働者の雇用契約・就労実態など把握し、人権擁護、雇用と労働条件の確保の観点から問題解決に向けた取り組みを提起する。

2. 男女平等の実現、均等待遇、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた取り組み

（１）ポジティブ・アクションの強化による女性の活躍促進

- ・改正女性活躍推進法の定着と対象事業主のさらなる拡大をはかる。また、政治分野の男女共同参画に向け、連合フォーラム「政策勉強会」の立ち上げなどを検討する。

（２）「連合第４次男女平等参画推進計画」プラスの達成

- ・連合本部、構成組織、単組、地方連合会が 2021 年 9 月までに目標達成するための進捗管理とフォローアップ体制を強化する。

（３）「連合島根第３次男女平等参画推進計画」（～2020 年 10 月）を一年継続し、プラスの計画として推進する。あわせて、目標達成にむけた実態把握（参画調査）や行動目標の進捗状況をフォローアップしながら進める。

（４）連合島根主催の集会および会議等の開催にあたっては託児所の設置など、家庭責任を負った組合員の参加しやすい環境整備に努める。

（５）連合島根執行部をはじめ各種専門委員会ならびに行政の設置する審議会等への女性参画の促進を図ることとし、「連合島根第４次男女平等参画推進計画(仮称)」の策定にあわせ具体的方策を講じる。

（６）雇用の分野における性差別の禁止

- ・ジェンダー平等・多様性の推進に向けて 2021 春季生活闘争の取り組みを強化する。

（７）すべての労働者の仕事と生活の調和

- ・労働政策審議会雇用環境・均等分科会での今後の審議を想定し、男性育休義務化や育児休業給付の財源のあり方などに関する考え方を整理する。

3. 多様な相談への対応力向上を含む「フェアワーク」推進の取り組み

（１）労働相談体制強化

- ・労働相談体制見直し P T の議論を踏まえ労働相談体制強化に向けた具体的な体制づくり、労働相談データベース構築に着手する。

（２）非正規労働問題についての社会的発信力の強化

- ・SNS や W E B などを活用した効果的な発信により、非正規労働問題について社会的発信力を強化する。

（３）多様な働く仲間の課題の解決

- ・学生団体などと連携し、若年労働者が抱える課題解決に向けた運動を展開する。
- ・外国人労働者に関わる労働相談対応に向け、各種団体とのネットワークを構築する。
- ・ネットワーク会員（仮称）サイトとも連動し、非正規雇用・曖昧な雇用など多様な働く仲間の実態把握と課題解決に向けた具体的な運動を展開する。
- ・パート・有期・派遣などで働く仲間の処遇改善と組織化に向けた取り組みの先行事例の提供と情報共有による「職場から始めよう運動」を展開する。

（４）連合島根による県内高校における講義（「ワークルール講座」）の拡大を図る。

(5) 「連合島根何でも労働相談ダイヤル」の体制整備とPR活動に引き続き取り組むとともに、「連合島根非正規労働支援センター」の活動を通じて、県内に働く非正規労働者の支援活動をおこなう。

【推進分野－１】

社会連帯を通じた平和、人権、社会貢献への取り組みと次世代への継承

＜2020 年度に達成した主な取り組み＞

1. 支え合い助け合い運動の推進

- ・すべての都道府県においてゆにふぁんマップに活動を掲載した。また、新型コロナウイルス対策支援活動について、マップ上に専用ページを設けて、物資提供や資金援助につなげるためのPR活動を行った。
- ・「台風 19 号災害」「2020 年 7 月豪雨災害」に対して、被災地地方連合会へ連合・愛のカンパ自然災害・支援として拠出。また、2020 年度「連合・愛のカンパ」中央助成 70 団体、地域助成 60 団体の計 130 団体へ合計 93,600,000 円の助成。

2. 平和運動の推進

- ・平和 4 行動について、WEB によるメッセージ配信や平和学習教材等の提供、戦後 75 年「希望の旗～未来へつなぐメッセージ～」を展開。
- ・「核兵器廃絶 1000 万署名」は最終集約筆（823 万超）を 8 月に国連に提出し、核兵器廃絶に向けた合意形成に対応。また、第 4 回 ITUC 世界大会において「核兵器廃絶に関する決意表明」を行い、署名活動の展開など、核軍縮・不拡散に向けた連携。

3. 人権・連帯活動の強化

- ・「世界人権宣言 71 周年記念東京集会」への参加や各省庁への要請行動など、部落解放中央共闘会議と連携して人権侵害救済法（仮称）の制定に向けた取り組み。
- ・5～8 月に設定している「就職差別撤廃取り組み期間」において、構成組織、地方連合会の差別撤廃に向けた取り組みについて集約、取り組み促進。
- ・2020 東京オリンピック・パラリンピック準備検討PTでの情報収集・共有を促進。

4. 自然災害への取り組み強化と事業継続計画（BCP）の策定

- ・「台風 19 号災害」「2020 年 7 月豪雨災害」について、被災地地方連合会と連携してボランティア活動や緊急カンパを実施し、復興・再生に向け取り組み。
- ・全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）の賛助会員として、災害時の情報共有など地域・関係団体との連携。
- ・首都直下型大地震ならびに新型コロナウイルス対策に関する事業継続計画（BCP）を取りまとめた。また、新型コロナウイルス感染症の中間報告と当面の対応を提起した。
- ・連合本部役職員を対象とする安否確認システムを導入し、地方連合会へ展開。

2021 年度活動計画

1. 支え合い助け合い運動の推進

（１）ゆにふぁんのさらなる充実

- ・ゆにふぁんを通じた「支え合い・助け合い運動」の周知・展開について、広く社会への発信と社会貢献活動への参加や支援につなげ、認知度を高める取り組み。
- ・構成組織、地方連合会、連合とつながりのある組織・団体への積極的な働きかけおよび活動の広がりや幅広い参加拡大につなげ、ゆにふぁんの充実をはかる。

（２）「連合・愛のカンパ」との連携

- ・「連合・愛のカンパ」の支援団体の活動を連合HPで紹介するなど、日常的なつながりを深める。また、「with/after コロナ」下の「支え合い・助け合い運動」における「連合・愛のカンパ」と「ゆにふあん」の有機的連携をはかる。

2. 平和運動の推進

- (1) 「with/after コロナ」における平和行動の推進と社会への発信
 - ・現地参加とオンライン参加の各々の特徴を活かした企画を検討するとともに、関係団体と連携をはかりつつ、さらなる情報提供・周知に取り組む。
- (2) 平和関連政策の実現に向けた継続的な取り組み
 - ・関係地方連合会などと情報共有をはかり、適宜議論を進める。
- (3) 核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議に向けた対応
 - ・2021年に開催予定のNPT再検討会議に向けて、原水禁・KAKKINとの活動を推進するとともに、ITUCや平和首長会議とも連携し、継続した取り組みを行う。
- (4) 島根県、連合中国ブロックとも連携し、「竹島学習」を広く展開する。

3. 人権・連帯活動の強化

- (1) 人権侵害救済法（仮称）制定に向けた継続的な取り組み
 - ・オンラインを活用した双方向、参加型の企画の検討、学習器材の提供を行う。
- (2) 就職差別撤廃に向けた継続的な取り組み
 - ・5～8月に設定している「就職差別撤廃取り組み期間」において、各構成組織、地方連合会に対して「就職差別撤廃に向けた取り組み」実施状況について調査を行う。
- (3) 北朝鮮による日本人拉致事件に対する継続的な取り組み
 - ・北朝鮮における日本人拉致事件について、関係団体とさらなる連携を深めるとともに、情勢報告や学習教材の提供を行う。
- (4) 延期となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応
 - ・2020東京オリンピック・パラリンピック準備検討PTを中心に、政府、東京都、大会組織委員会などと意見交換を行い、必要に応じて報告等を行う。

4. 自然災害への取り組み強化と事業継続計画（BCP）の策定

- (1) 「with/after コロナ」におけるボランティア活動を含む支援のあり方の検討
 - ・自然災害に対して、該当地方連合会と連携し早期に対応するとともに、「with/after コロナ」におけるボランティア活動など支援のあり方について検討を行う。
- (2) JVOADなど関係諸団体との地域での連携強化
 - ・JVOADとの連携強化をはかるとともに、災害発生時の情報を地方連合会などと早期に共有できる取り組みを進める。
- (3) コロナ禍における必要に応じた事業継続計画（BCP）に沿った報告と補強
 - ・新型コロナウイルス感染症に関し、必要に応じてBCPに沿って報告・補強する。

(4) 東日本大震災で被災した地域の振興・再生に向け、被災地の地方連合会と定期的な連絡体制をとるとともに、連合島根主催の各種行事等で被災地産品を積極的に活用するなどの支援活動を継続する。

(5) 県内での自然災害発生の際に、連合のスケールメリットを活かしたボランティア支援などの連帯活動を組織的に実践するため策定した連合島根「ボランティア基本計画」に基づきボランティア派遣など積極的な対応を図る。また、連合本部および中国ブロックからの災害復旧支援ボランティア要請等に積極的に対応する。

また、山陰地方における風水害、太平洋地域における南海トラフ地震を想定し、連合島根・鳥取・徳島・高知の4地方連合会で別途締結した相互支援協定に基づき必要な支援体制等の整備を進める。

【推進分野－２】

健全な議会制民主主義と政策実現に向けた政治活動の推進

＜2020 年度に達成した主な取り組み＞

1. 政治活動の基本

- ・「連合の政治方針」の「連合の求める政治」を基本とする政治・選挙活動の推進。

2. 政治活動の推進

- ・連合「第7回政治アンケート調査」の実施および報告書の取りまとめ。
- ・「第49回衆議院選挙に向けた当面の取り組み」確認、地方連合会における推薦予定者の確認手続きを開始。「第49回衆議院選挙の基本方針」の確認。
- ・地域における政治情勢の情報収集と共有、および地方連合会ブロック代表者会議をはじめとする諸会議、WEBでの意見交換等を通じた地方連合会との連携。
- ・立憲民主党・国民民主党執行部（代表・幹事長）との意見交換・情報共有。
- ・連合組織内議員懇談会あり方検討会の取りまとめ。連合組織内議員懇談会の発展的解消。
- ・政治活動マニュアル改訂版の作成と展開。構成組織・地方連合会の政治学習会対応（講師派遣）の実施。

3. 健全な議会制民主主義の実現に向けた政治改革への取り組み

- ・連合フォーラム政策勉強会「政治改革関連」を活用した合区解消策の取りまとめ、「要求と提言」「重点政策」への反映と政府・政党への要請。

4. 地方政治の活性化

- ・「地方のてびき」の作成、組織内議員拡大マニュアル改訂版の作成と展開。

2021 年度活動計画

1. 政治活動の基本

（1）政治活動の基本的考え方

- ・運動方針に記載した、①連合の政治理念や政策を組合員と共有する努力、②「働くことを軸とする安心社会 一まもる・つなぐ・創り出す」の実現に向けた、目的と政策を共有する政党・政治家との協力関係の重視と積極的な政治活動の推進、③「連合の求める政治」を基本とする政治・選挙活動の推進、を踏まえ、引き続き政治活動に邁進する。

（2）コロナ禍における活動の展開

- ・コロナ禍における有権者の政治への関心の高まりを捉え、連合としてもさらに発信力を強め、組合員・有権者の政治や選挙への理解促進に努めていく。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえつつ、WEB会議の活用や政治意識高揚に向けた教育用器材の提供、SNSなどを活用した投票促進の呼びかけなど、運動面での工夫を行いながら取り組みを進める。

2. 政治活動の推進

（1）各種選挙への対応

- ・第49回衆議院選挙および第26回参議院選挙に向け、それぞれ組織一丸となって

取り組むべく、方針策定や政策協定の締結、政党・構成組織・地方連合会との意思疎通・情報共有等の対応を進める。

- ・首長選挙（都道府県知事・政令指定都市市長）における地方連合会との連携に努める。

（２）連合 政策・制度推進フォーラム議員・組織内議員との連携強化

- ・連合フォーラム議員との一層の連携を深め、政策実現活動に取り組む。
- ・組織内議員との連携強化に向けた体制づくりに取り組む。

（３）政治意識高揚・法令遵守を目的とした政治教育の展開

- ・組合員の積極的な政治参画や法令遵守の徹底等を目的に、本部政治研修会の実施（動画配信等）や政治教育用機材の展開（政治活動マニュアル、「私たちの暮らしと政治」PPT）、構成組織・地方連合会政治学習会への講師派遣等に取り組む。あわせて、総選挙に向けた投票促進活動にも積極的に取り組む。

（４）関係各所との情報収集・連携

- ・政党、政治家、マスコミ、その他関係団体との関係構築を通じて各種情報収集・連携に努める。

3. 健全な議会制民主主義の実現に向けた政治改革の取り組み

（１）連合フォーラム政策勉強会の活用と政策実現への取り組み

- ・公正・公平で国民の立場に立った選挙制度改革や審議の効率化等に資する国会改革などについて、連合フォーラム政策勉強会（政治改革関連）を活用した研究・検討を行い、政府・政党への働きかけや課題認識を共有できる団体との連携を通じ、実現に向けて取り組む。

（２）健全な民主主義の実現

- ・政府・政党への要請等を通じて、投票率向上やなり手不足解消に向けた主権者教育充実等の環境整備を求める。

（３）参議院選挙における「合区」問題については、その解消を求め、連合本部および政党と連携し運動を展開する。

4. 地方政治の活性化

（１）地方における政策実現の取り組み

- ・地方連合会が政策実現をめざす上での指針とすべく、「地方のてびき」の作成を行うとともに、地方における「推薦議員懇談会」等を通じ、地方政治の活性化に取り組む。

（２）働く者の立場に立つ政治勢力の拡大

- ・「地方における政策実現力の強化策検討のためのPT」における検討結果を踏まえ、「組織内議員拡大マニュアル」改訂版の提供等を通じて、働く者の立場に立つ政治勢力の拡大に取り組む。

（３）2021年10月までに実施される国政選挙、衆参補欠選挙ならびに統一地方選挙をはじめとする地方選挙では、構成組織、地方連合会、地域協議会が積極的に連携

をはかり、推薦候補者全員の当選に向けて取り組む。

(4) 各種選挙に各構成組織は、組織内候補者を積極的に擁立する。

(5) 連合島根においても連合統一候補（A型推薦候補）の擁立を視野に、政治団体「連合みんなの会」の活動を継続し、議論を深める。

(6) 連合島根は2018年8月に発足した「連合島根推薦議員懇談会」を定期開催するとともに、連合島根の重点課題および政治方針など課題に応じて連携強化を図る。

(7) 推薦県議会議員との定期協議を引き続き定例県議会前に開催するとともに、各地協および地区会議においても同様に連携を強化する。

(8) 「地方における政策実現力の強化策検討のためのPT」の報告書および「組織内議員拡大マニュアル」をもとに、働く者の立場に立つ政治勢力の拡大に取り組む。

〈首長選挙予定〉

市町村名	任期満了日
知夫村	2020年11月13日
雲南市	2020年11月27日
飯南町	2021年1月21日
出雲市	2021年4月16日
松江市	2021年4月23日
浜田市	2021年10月22日
大田市	2021年10月29日
津和野町	2021年10月29日
吉賀町	2021年10月29日

〈市町村議会議員選挙予定〉

市町村名	任期満了日
西ノ島町	2021年2月28日
出雲市	2021年4月16日
松江市	2021年4月23日
奥出雲町	2021年4月30日
邑南町	2021年4月30日
隠岐の島町	2021年4月30日
飯南町	2021年7月31日
美郷町	2021年7月31日
浜田市	2021年10月22日
吉賀町	2021年10月29日
安来市	2021年10月31日

【推進分野－３】

ディーセント・ワークの実現に向けた国際労働運動の推進

＜2020 年度に達成した主な取り組み＞

1. 国際組織との連携強化

- ・ I T U C 五大加盟組織のリーダーおよび I T U C 書記長との W E B 会議（4 回開催）で、新型コロナウイルス感染症の影響や雇用問題と対策などについて議論。
- ・ 第 16 回連合定期大会にて「ディーセント・ワーク世界行動デー」の訴えを実施。地方連合会においても同様の取り組みを実施。
- ・ 連合とイギリス労働組合会議（T U C）とのトップ会談を開催し、「ブレグジットに関するイギリス労働組合会議（T U C）と連合との共同声明」を発信。
- ・ I L O 「C O V I D - 19 と仕事の世界・グローバル・サミット」（2020 年 7 月）へ神津会長（アジア太平洋地域の労働側代表）がビデオ参加。
- ・ I T U C、I T U C - A P、T U A C、I L O などから新型コロナウイルス感染症感染拡大防止と雇用対策を呼び掛ける各種声明や政策文書が出されたのを受け、連合内での情報共有や連合ホームページを通じた情報発信を実施。
- ・ N G O - 労働組合国際協働フォーラムを通して、N G O と協働し、新型コロナウイルス感染症蔓延下での S D G s の取り組みなどメッセージ動画を配信。

2. 労使紛争の未然防止および解決促進に向けた取り組み

- ・ 国際労働財団と協力して、建設的労使関係の普及をはかるため、二国間セミナーをベトナムで開催（2019 年 12 月）し、ベトナムの政労使の参加を得て実施。

3. 人権・労働組合権・民主主義の擁護・確立

- ・ 連合内「I L O 中核条約批准促進チーム」の立ち上げによる I L O 未批准中核条約の早期批准に向けた推進体制の整備実施。
- ・ I T U C - A P ミャンマー連絡事務所閉所に伴う日本の労働組合からの現地支援の方法について、ミャンマー労働運動支援連絡会議にて議論し決定。
- ・ 香港の「国家安全法」が 2020 年 7 月 1 日に制定されたことに関し、I T U C からの要請にもとづく外務省への書簡提出、関係する国会議員との意見交換などを実施。
- ・ 政府の「ビジネスと人権に関する国別行動計画の策定」に関する作業部会と諮問員会へ参加。また、計画の原案に対するパブリックコメントにも意見書を提出。

2021 年度活動計画

1. 国際組織との連携強化

（１）各国ナショナルセンターとの協議の実施検討

- ・ I T U C 加盟組織や近隣の主要ナショナルセンターとの二国間協議については、各国の移動制限等の動向を注視しながら調整し、実施を検討していく。

（２）ディーセント・ワークの実現に向けたグローバルユニオンとの連携強化

- ・ ディーセント・ワークの実現、環境問題、新型コロナウイルス感染症対策など、国際的な課題の解決に向けて、I T U C、T U A C などと連携を強化する。
- ・ I T U C、T U A C と連携し、引き続き、G7・G20 首脳会合および雇用労働大臣会合に向けた労働組合の意見反映および社会対話の実施を求めていく。

(3) アジア太平洋地域の建設的労使関係構築に向けた取り組み

- ・国際労働戦略にもとづき、ディーセント・ワークの実現に貢献するため、I T U C - A P の諸活動への積極的参加および支援を行う。また、2021 年初頭に I T U C - A P が開催する「建設的労使関係・社会対話会議」への支援を行う。
- ・I T U C - A P および J I L A F と連携して、海外での労働組合主導による労働安全衛生トレーニングの実施を検討する。

(4) 外国人労働者のディーセント・ワークに向けた連携構築

- ・外国人労働者の基本的な労働者の権利が保障されるよう、送り出し国の労働組合と、双方の役割についての対話実施国を選定する。

(5) 国際的諸課題の解決に向けた市民社会組織との連携

- ・「NGO-労働組合国際協働フォーラム」「児童労働ネットワーク (C L - N e t)」への参加を通じ、NGO と連携協働して、国際的な課題の解決に取り組む。

(6) その他・追加課題

- ・グローバルユニオンおよび欧州各国労組と引き続き連携し、新型コロナウイルス感染症に関する情報など、連合から発信し国内の取り組みに活かす活動を強化する。

2. 労使紛争の未然防止および解決促進に向けた取り組み

(1) アジア地域の労使紛争回避に向けた取り組み

- ・J I L A F と連携してアジア地域の国において二国間セミナーを開催し、アジア地域の日系多国籍企業の労使紛争の回避に取り組む。

(2) 多国籍企業に関わる労使紛争の回避と早期解決に向けた取り組み

- ・ナショナル・コンタクト・ポイント (N C P) の機能強化と労使紛争の迅速な解決を求め、日本 N C P 委員会に積極的に関与していく。
- ・海外での労使紛争解決の未然防止と発生時の解決促進に向けて、G U F s、構成組織との連携を強化する。

3. 人権・労働組合権・民主主義の擁護・確立

(1) I L O 条約の批准と完全適用に向けた取り組み

- ・I L O 中核条約の第 105 号条約（強制労働の廃止）、第 111 号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止）の早期批准について、引き続き取り組みを進める。公務員の労働基本権問題は、I L O への定期報告の機会を活用し、情報提供を行う。

(2) 人権・労働組合権、民主主義が危機にある国・地域に対する連帯行動

- ・「香港国家安全法」導入後の香港の人権・労働組合権の情勢に注視し、I T U C をはじめとする国際労働運動と連帯して取り組む。

(3) 企業活動における人権保護に向けた取り組み

- ・「ビジネスと人権に関する国別行動計画」の実施状況を注視する。

4. 連合島根独自の取り組み

- (1) 経済のグローバル化が急速に進展する中、県内産業の現状を踏まえ、企業の

海外進出の現状や国際労働問題に対する理解を深める目的で、他団体との協働も視野に入れ、国際交流および海外視察事業の実施を検討する。

【推進分野－４】

連合と関係する組織との相乗効果を発揮し得る人材育成と労働教育の推進

＜2020 年度に達成した主な取り組み＞

1. 連合と関係する組織との相乗効果を発揮し得る人材育成

- ・ I L E C や中央労福協と人材育成に関する意見交換を行うとともに、現行プログラムおよび運営に関する課題を共有した。
- ・ 労働組合を担う組合リーダーの育成については、ユースター P T を設置し、今後の連合本部における青年活動のあり方の検討に着手した。

2. 連合と関係する組織と連携した人材・知見の活用

- ・ 関係団体との意見交換および課題の共有化をはかった。

3. 組織内外における幅広い労働教育の推進

- ・ 「ワークルール検定」は、2019 年秋は予定通り 21 地方連合会の協力を得て実施、2020 年春は新型コロナ感染防止のため中止した。
- ・ 若い世代への教育について、I L E C との意見交換を行った。

4. アーカイブ収集の充実

- ・ 連合会館内でメーデー100 周年に関する展示。資料のデジタル化等の収集機能の充実、他労働アーカイブス（エル・ライブラリー）への支援。

5. 国際人材の育成のための各国への派遣

- ・ 8 つの在外公館に構成組織からの人材を派遣。I T U C - A P、I T U C 本部に連合本部からそれぞれ 1 名ずつ人材を派遣。

2021 年度活動計画

1. 連合と関係する組織との相乗効果を発揮し得る人材育成

（１）連合ならではの教育体系の構築

- ・ 後半期に策定する「総合的な人財戦略プログラム」（仮称）の議論・検討の中で、人材育成のあり方を明確にし、関係団体との連携のもと、求められる教育体系を整理する。

（２）労働運動を担う組合リーダーの育成

- ・ ユースター P T において、今後の連合本部における青年活動のあり方について一定の方向性を示す。

（３）労働運動を担う組合リーダーの育成として、中央・地方で次世代リーダー・女性リーダーを対象とした人材育成を推進する。連合島根においても青年委員会および女性委員会と協働した人材育成プログラムを実施する。

2. 連合と関係する組織と連携した人材・知見の活用

（１）様々な教育機関で輩出した人材の活用

- ・ 引き続き関係団体との意見交換および課題の共有化をはかるとともに、連合の政策面・運動面での強化・充実につなげていく。

3. 組織内外における幅広い労働教育の推進

(1) ワークルールの理解促進およびワークルール検定の定着

- ・社会に向けたワークルールの理解促進をはかるため、引き続き「ワークルール検定」の実施に協力する。
- ・2020 年秋は、新型コロナ感染防止対策を施しながら初めて全 47 地方連合会での一斉開催を実施、WEB 講習も取り入れる。
- ・2021 年からは春・秋どちらかで全 47 地方連合会で実施し、検定の定着をはかる。

(2) 将来を担う若い世代への教育

- ・引き続き I L E C・地方連合会と連携し、連合大学寄付講座や出前講座などの開催拡大に向けて取り組む。

4. アーカイブス収集の充実

(1) アーカイブス収集のさらなる充実

- ・他労働アーカイブスとの交流・連携を行う。

5. 国際人材の育成のための各国への派遣

(1) 派遣者に対するフォロー

- ・国際人材育成のために在外公館との情報交換、I T U C、I T U C－A P へ派遣している派遣者に対するフォローを行う。

【運動分野を支える基盤強化】

＜2020 年度に達成した主な取り組み＞

1. 連合運動を支える人材の確保と育成

- ・「総合的な人財戦略プログラム（仮称）」の策定に向けて、内部検討チームを立ち上げ、今後の P T での議論内容・スケジュール等について検討した。

2. 将来の持続可能性に向けた財政のあり方

- ・「新制度移行に係る作業部会」を設置し、課題・論点の整理および実現可能な移行方法について検討を開始した。

3. 地方・地域の連合運動の活性化と構成組織との連携強化

- ・「地域協議会の活動の見直し」については、具体的な例示をし、地方連合会との論議を開始した。

4. 連合全体の組織力の強化とコミュニケーションの充実

- ・連合本部において、地方連合会に展開する会議体の一元管理を行うとともに、連合本部から地方連合会への依頼（行政機関等への要請・学習会）の見直しについて対応をはかった。

5. 連合本部の運営体制

- ・運動方針を実践するため、連合本部事務局の運営体制を見直した。

2021 年度活動計画

1. 連合運動を支える人材の確保と育成

（１）「総合的な人財戦略プログラム（仮称）」の策定

- ・総合人財戦略策定 P T において、人材の確保と育成を中心とした、実効性ある「総合的な人財戦略プログラム（仮称）」を取りまとめる。

（２）全国的な組織体制の維持

- ・地域における人材の情報把握に努めるとともに、「総合的な人財戦略プログラム（仮称）」策定の中で、人材確保や人材交流のあり方について検討する。

2. 将来の持続可能性に向けた財政のあり方

（１）新制度移行に係る組織討議

- ・新制度移行に係る作業部会報告（答申）の内容にもとづいて組織討議を重ね丁寧な合意形成をはかっていく。

（２）政策活動資金の取り組み

- ・政策活動資金の取り組みは当面継続することとし、毎年の扱いは企画委員会を中心に議論する。

（３）将来の持続可能性に向けた取り組み

- ・各地方連合会の現状の基礎データを把握し、将来の地方交付のあり方などについて検討する。

3. 地方・地域の連合運動の活性化と構成組織との連携強化

(1) 地域協議会の活動の見直し

- ・地方連合会・地域協議会との意見交換を踏まえ「全国で統一的に取り組む2つのコア活動」の案を提示し、丁寧な論議を重ねていく。

(2) 地域協議会の活動と設置基準の見直し

- ・各地方ブロックで「地域協議会活動推進会議」を開催し、地域協議会の活動の見直しに向けた意見交換と丁寧な意思疎通をはかり、次期運動方針への反映をめざす。

(3) 地方ブロック連絡会の機能・役割の見直し

- ・地方ブロック連絡会の実態を踏まえて会議体の整理と運営について検討する。

(4) ライフサポートセンターの担う機能の質的向上に向けた体制の見直し

- ・地域協議会の活動の見直しと併せて、ライフサポートセンターの担う機能の質的向上に向けた体制の見直しや地域での役職兼務のあり方などについて検討する。

(5) 関係4団体（労働金庫、こくみん共済coop、労福協、連合）での連携を継続し、ライフサポートセンターが担う機能の質的向上に向けた体制の見直しと、地域における役職兼務などの課題について前進をはかる。

4. 連合全体の組織力の強化とコミュニケーションの充実

(1) 構成組織・地方連合会とのコミュニケーションの充実

- ・引き続き構成組織・地方連合会の担当窓口を通じて、日常的なコミュニケーションの充実をはかる。総対話活動第2弾については、開催形態の工夫もはかりつつ運動再構築の理解浸透や意見交換を行う。

(2) 産業別・業種別部門連絡会の今後のあり方

- ・各産業別・業種別部門連絡会での意見交換（第1次）を踏まえて、今後のあり方などに関する「中間報告」を策定し、さらに意見交換（第2次）を行い、次期運動方針への反映をめざす。

(3) 進捗の確認・点検

- ・引き続き総合委員会や企画委員会を中心に運動資源の有効活用や効果的な活動の遂行などを点検する。

(4) 構成組織・地方連合会の業務削減

- ・各局の会議体の調整・一元管理の徹底とWEB会議の活用などにより効果的な会議方法を模索するとともに、地方連合会におけるWEB環境の把握等を行い、「with/after コロナ」における活動の円滑な推進をはかる。

(5) 連合運動の推進

- ・連合と各関連団体間の業務のあり方や将来の体制などについて検証し、連合運動の推進につなげるための方向性などの検討を行う。

以 上